

介護老人保健施設重要事項説明書

重要事項説明書

令和 年 月 日

様

あなたに対する介護老人保健施設ことりの園（以下「ことりの園」という。）が行う介護保健施設サービスを提供するにあたって、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第5条並びに指定居宅サービス等の人員、設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第119条・第8条及び第155条・第125条の規定により、次のとおり説明します。

この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

説明者

1. 事業者の概要

- | | |
|-------------|---------------|
| ①事業者の概要 | 医療法人 博仁会 |
| ②主たる事務所の所在地 | 高崎市下小鳥町1277番地 |
| ③代表者 | 佐藤 泰然 |

2. 施設の概要

- | | |
|------------|--|
| ①名称 | 介護老人保健施設 ことりの園 |
| ②施設の所在地 | 高崎市下小鳥町1277番地 |
| ③介護保険事業所番号 | 1050280112 |
| ④管理者 | |
| ⑤電話番号等 | 電話 027-362-1812
FAX 027-362-2182 |
| ⑥敷地 | 5612.49㎡ |
| ⑦建物 | RC造 延床面積 1743.67㎡ |
| ⑧居室 | 1人部屋 4室 65.14㎡
2人部屋 7室 131.15㎡
4人部屋 8室 278.83㎡ |
| ⑨主な設備 | 機能訓練室 65.02㎡
食堂 113.02㎡ |

談話室（レクリエーションコーナーが兼ねる）	0 m ²
浴室（一般浴、機械浴）	81.86 m ²
レクリエーションルーム（ホール）	52.84 m ²
多目的ホール	69.52 m ²
その他	388.68 m ²

⑩利用定員 入所（短期入所療養介護を含む）50名

3. 施設・事業の目的及び運営の方針

①目的

- (1) 介護老人保健施設（以下「施設」という。）は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること及びその入所者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とします。
- (2) 指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）は、要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、短期入所療養介護計画等に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活を向上させ、及び要介護者等の家族の身体的及び精神的負担を軽減することを目的とします。
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護事業（以下「介護予防短期入所」という。）は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

②運営の方針

- (1) こたりの園は利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保険施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「施設サービスという。」）を提供します。
- (2) こたりの園は、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとします。

- (3) ことりの園は、利用者が良質で、総合的なサービスの提供を受けることができるよう、市町村、他の介護保健施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。
- (4) ことりの園の従業者は、施設サービス等の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をします。

4. 職員体制

運営規程別表第1のとおりです。

5. 利用料等の額

運営規程別表第2のとおりです。

6. 事故発生時の対応

- ① ことりの園は、事故発生時の対応のシステムについて、ことりの園事故防止委員会で事故予防・対応マニュアルを定めるものとします。
- ② ことりの園は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡をします。また、死亡事故、その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をすることにします。
- ③ 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らない出来事（インシデント）についても、同様とします。
- ④ ことりの園は、施設サービス等の提供によりことりの園の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行います。
また、利用者の責めに帰すべき事由によってことりの園が損害を被った場合は、利用者はその損害の賠償を求められることがあります。
- ⑤ エレベーターは押せないようになっておりますが、予期せぬ事態が起こる可能性があります。十分に慎重に対応したいと考えていますが、離園などのリスクが高い可能性をご承知おきください。

7. 要望及び苦情処理の体制

- ① ことりの園は、提供した施設サービス等に関し利用者又はその家族からの要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対

応策を要望及び苦情を申しでた者に説明します。

- ② ことりの園に関する要望および苦情の相談窓口は

担当者：

電話 027-362-1812

とし、苦情の処理のシステムは、ことりの園苦情処理委員会で定めます。

- ③ 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付けるため、東側のホールに「ご意見箱」を設置します。また、下記窓口においても介護サービスの苦情・相談を受け付けています。

群馬県国民健康保険団体連合会

電話 027-290-1323

高崎市介護保険課（高崎市役所内）

電話 027-321-1242

8. 夜間救急時の対応

夜間救急時の対応としては、第一病院の外来夜勤看護師、当直医と連携を図っております。

9. 介護福祉士・介護士の業務内容

- ①水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること
- ②自動血圧測定器により血圧を測定すること
- ③新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメーターを装着すること
- ④軽微な切り傷、擦り傷、火傷等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)
- ⑤爪そのものに異常等がない場合に、その爪を爪切りで切ること及び、爪やすりでやすりがけすること
- ⑥重度の歯周病等が無い場合、歯ブラシなどを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- ⑦耳垢を除去すること(耳垢塞栓の除去を除く)
- ⑧ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること。(肌に接着したパウチの取替えを除く。)
- ⑨自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
- ⑩市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器を用いて浣腸すること

(当施設では、坐薬を使用しております)

10. インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬、コロナウイルスなどの感染症について

感染が確定した場合はマニュアルにそって対応させていただきます。

洗濯物の対応や寝具の対応につきましては、その都度説明させていただきます
感染力が強いインフルエンザなどの発症があれば、可能な範囲で小人数の居室
に移動させて頂き、感染の蔓延を防ぎたいと考えております。

5, 6Fのフロア単位で隔離させて頂く場合もありますのでご了承下さい。

その都度連絡事項を貼り出したり、ご説明をさせていただきます。

また、面会時はマスクの着用、うがい、手洗いの徹底をお願いしますとともに
体調不良のときや身近な人が感染症のかかっている場合などは、面会を控えて
頂くこともありますので、ご協力を宜しくお願いします。

11. 電気製品等の自宅からの持ち込みについて

施設入所時、携帯電話やパソコンなどを持ち込む方が増えてきています。

携帯電話は可能であれば居室でのご使用は他の利用者様の迷惑になります
ので、ホールなどご利用下さい。(決められた場所)

また髭剃りなどの充電器や携帯電話の充電器などはベッドまわりで、ご使用
頂く場合、線の断線など起こりやすいので使用に関しては各自責任をもって
管理して頂きたいと思えます。

日用品は施設でご用意させていただきますが(内容は別紙参照)、自宅より持ち込み
の物に関してはご本人、ご家族様の管理でお願いしたいと思えます。

衣類、タオルケットなどは名前を必ず記入して下さい。

ご不明な点やご要望がございましたら、担当　　、　　までご連絡下さい。

12. 当施設では入所者全員の方に、緊急時と終末期の治療方針をお伺いしております。

ご本人様、ご家族様の「自分らしく生きる」を一緒に考えて行きたいと考えてお
ります。ご協力を宜しくお願いします。

サービス内容説明書

1. 提供するサービスの内容

介護老人保健施設ことりの園における施設サービスは、利用者の希望や課題を考慮し作成された施設サービス計画等に基づいて提供されます。

①医療

医師による利用者の健康状態にあった適切な医療を提供します。

医師による定期診療は、日に1回行います。

②看護・介護

利用者の心身の状態に応じた適切な看護・介護を提供します。

③ 機能訓練

機能訓練を重視し、常勤の理学療法士又は作業療法士による個別リハビリ訓練を週3回（最初の三ヶ月は週3回以上）行っています。また、個人の能力を生かしたレクリエーションのプログラムを組み、機能訓練の一環として活用しています。

④食事

保温・保冷車を導入し、管理栄養士による適温で栄養のバランスを考えた食事を提供します。食事は、健康状態が悪くない限り、食堂にてお摂りいただきます。

・朝食 午前8時 ・昼食 正 午 ・夕食 午後6時

なお病状により、通常のメニューによる食事を摂れない利用者には、ことりの園の医師の管理の下、治療食等の特別食を提供します。

④ 入浴（火・金）

週に2回の入浴となります。ただし、利用者の体調に応じて清拭となる場合もあります。入浴に介助を必要とする利用者には、特殊浴槽で対応します。

2. 利用料金等について

運営規程別表2に記載されています。

なお、利用料金等については、利用者の経済状況によっては、同表の金額を軽減できることがありますので、ご相談ください。

3. 医療機関との連携

ことりの園では、次の医療機関と歯科医療機関に協力をいただいております。

①協力病院 第一病院 高崎市下小鳥町1 2 7 7番地

②協力歯科医院 第一病院 高崎市下小鳥町1 2 7 7番地

4. ことりの園

①面会・荷物の受け渡し

面会・荷物の受け渡し時間は、日曜・祭日を除く午後1時から午後5時半までです。緊急の場合には、この限りではありません。面会制限等は、第一病院感染委員会と連携して行っています。

②飲酒

ことりの園内での飲酒は、療養上の問題から、必ず事前にことりの園の医師に申し出た上で、指定された場所で行ってください。

③喫煙

喫煙は、療養上及び防災上の問題から、必ず事前にことりの園の医師に申し出た上で、指定された場所で行ってください。なお、ライター等火気類の管理はことりの園職員が行います。

④外出・外泊

外出・外泊の際は、必ずサービスステーションまで申し出た上で、外出・外泊届けを提出してください。

⑤入所中、外出、外泊中の医療機関の受診

標準的な医療行為はことりの園で行います。そのため、他の医療機関で受診したり、投薬を受けることができないことがありますので、必ず事前にことりの園職員にご相談ください。

⑥ 金銭・貴重品の持ち込み

高額の金銭等を持ち込む必要はありません。持ち込む場合は、利用者自らが管理可能な額をお願いします。万一、紛失等された場合は、自己責任となります。

⑦名前の表示

サービスステーション内、居室前等への名前表示を行っています。希望されない方は申し出をお願いします。

⑧写真の表示

行事等で撮影された写真の廊下への掲示、施設通信(ことり新聞)へ掲載します。希望されない方は申し出をお願いします。

5. 非常災害対策

①防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置等

②防災訓練 6月(昼間訓練) 避難訓練、消火訓練、通報訓練

12月(夜間想定訓練) 避難訓練、消火訓練、通報訓練